

意見書第1号

加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する 公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性を含む「難聴」は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。

また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴により会話が減り、脳に入る情報が少なくなることが脳の機能低下につながるのではと考えられています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差ありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められます。

しかし、補聴器の価格は、日本では片耳概ね3万～20万円で、安価なものは拡声装置のみのものであり、各自の障害に合わせたものになりにくい事情があります。また、保険適用でないため全額自己負担となります。

身体障害者福祉法第4条に規定された高度・重度難聴の場合、補装具費支援制度により1割負担、中等度以下の場合には医療費控除を受けられるものの対象者は少なく、多くは自費で購入していることから、特に低所得者に対する配慮が求められます。

欧米では補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対し補助を行なっています。

補聴器の更なる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。

よって、国におかれては、加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年7月9日

兵庫県朝来市議会議長 瀧 本 稔